



鳥取県公報

平成 27 年 5 月 19 日 (火)
号外第 58 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則 (35) (子ども発達支援課) 3
	鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (36) (医療政策課) 6

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害児入所施設における食事の提供等に要する費用の標準的な額として厚生労働大臣が定める基準が引き下げられたことに伴い、県立皆成学園等の使用料を引き下げる。

2 規則の概要

- (1) 県立皆成学園、県立総合療育センター、県立鳥取療育園及び県立中部療育園における食事の提供及び光熱水費に係る使用料の額を引き下げる。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は公布日とし、平成27年4月1日以降の利用に対する使用料について適用する。

◇鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

理学療法士等貸付金の適正な管理を図るため、理学療法士等修学資金に係る債務の履行を猶予されている者に就業状況等の報告を求める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 貸付金の返還に係る債務の履行の猶予の要件に、修学生であった者が養成施設を卒業後2年を経過していない場合であって、理学療法士等の免許を取得していないときを加える。
- (2) 貸付金の返還に係る債務の履行を猶予されている者は、毎年5月31日までに就業状況を知事に報告しなければならないこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第35号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）				
施設名	項 目		使用料の額	施設名	項 目		使用料の額	
鳥取県立 皆成学園	食事の 提供	朝食	(1) 市町村 民税非課税 者又は低所 得者（以下 「低所得者 等」とい う。）の短 期入所に係 る利用の場 合	1食 <u>200円</u>	鳥取県立 皆成学園	朝食	(1) 市町村 民税非課税 者又は低所 得者（以下 「低所得者 等」とい う。）の短 期入所に係 る利用の場 合	1食 <u>230円</u>
			(2) (1)の 場合以外の 場合	1食 <u>370円</u>			(2) (1)の 場合以外の 場合	1食 <u>400円</u>
		昼食	(1) 低所得 者等の短期 入所に係る 利用の場 合	1食 <u>260円</u>		昼食	(1) 低所得 者等の短期 入所に係る 利用の場 合	1食 <u>300円</u>
			(2) (1)の 場合以外の 場合	1食 <u>490円</u>			(2) (1)の 場合以外の 場合	1食 <u>530円</u>
		夕食	(1) 低所得 者等の短期 入所に係る 利用の場 合	1食 <u>320円</u>		夕食	(1) 低所得 者等の短期 入所に係る 利用の場 合	1食 <u>370円</u>
			(2) (1)の 場合以外の 場合	1食 <u>600円</u>			(2) (1)の 場合以外の 場合	1食 <u>650円</u>
	略				略			
	光熱水費（障害児入所支援 又は短期入所に係る利用の 場合に限る。）			1日 <u>300円</u>	光熱水費（障害児入所支援 又は短期入所に係る利用の 場合に限る。）			1日 <u>320円</u>

		略					略				
鳥取県立 総合療育 センター	食事の 提供 (<u>条例</u> <u>第7条</u> <u>第2項</u> <u>第4号</u> に規定 するも のを除 く。)	朝食	(1) 低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食 <u>200円</u>	朝食	(1) 低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食 <u>230円</u>				
			(2) (1)の場合以外の場合	1食 <u>370円</u>		(2) (1)の場合以外の場合	1食 <u>400円</u>				
		昼食	(1) 市町村民税非課税者の生活介護又は障害児通所支援に係る利用の場合	1食 <u>100円</u>	昼食	(1) 市町村民税非課税者の生活介護又は障害児通所支援に係る利用の場合	1食 <u>140円</u>				
			(2) 低所得者の生活介護若しくは障害児通所支援又は低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食 <u>260円</u>		(2) 低所得者の生活介護若しくは障害児通所支援又は低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食 <u>300円</u>				
			(3) (1)及び(2)の場合以外の場合	1食 <u>490円</u>		(3) (1)及び(2)の場合以外の場合	1食 <u>530円</u>				
		夕食	(1) 低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食 <u>320円</u>	夕食	(1) 低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食 <u>370円</u>				
			(2) (1)の場合以外の場合	1食 <u>600円</u>		(2) (1)の場合以外の場合	1食 <u>650円</u>				
		光熱水費（短期入所に係る利用の場合に限る。）				1日 <u>300円</u>	光熱水費（短期入所に係る利用の場合に限る。）				1日 <u>320円</u>
				略					略		
		鳥取県立 鳥取療育 園及び鳥 取県立中 部療育園	食 事 (昼 食) の 提 供	(1) 市町村民税非課税者の場合		1食 <u>100円</u>	食 事 (昼 食) の 提 供	(1) 市町村民税非課税者の場合		1食 <u>140円</u>	
(2) 低所得者の場合				1食 <u>260円</u>	(2) 低所得者の場合			1食 <u>300円</u>			
(3) 低所得者等以外の場合				1食 <u>490円</u>	(3) 低所得者等以外の場合			1食 <u>530円</u>			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則別表第2の規定は、平成27年4月1日以後の利用に対する使用料について適用する。

鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第36号

鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則（昭和49年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 養成施設 <u>次に掲げる施設をいう。</u></p> <p><u>ア 法第11条第1号又は第2号の規定により指定された学校又は理学療法士養成施設</u></p> <p><u>イ 法第12条第1号又は第2号の規定により指定された学校又は作業療法士養成施設</u></p> <p><u>ウ 言語聴覚士法第33条第1号から第3号まで又は第5号の規定により指定された学校又は言語聴覚士養成所</u></p> <p><u>エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校の長期課程であって、言語聴覚士法第33条第4号の規定により指定された科目を修めさせるもの</u></p> <p>(返還債務の履行の猶予)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 養成施設 <u>法第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校の長期課程（言語聴覚士法第33条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。</u></p> <p>(返還債務の履行の猶予)</p>

第11条 知事は、修学生であった者（修学資金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 略
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許を取得していない場合であって、養成施設を卒業後2年を経過する日までの間にあるとき。

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

2・3 略

(届出等)

第13条 修学生又は修学生であった者（以下この条において「修学生等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1)～(7) 略
- (8) 第11条第1項第4号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届（様式第14号）

(9)～(11) 略

2 第11条第1項第1号又は第3号の規定に該当して、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予されている修学生等は、就業（在学）状況報告書（様式第17号の2）を毎年5月31日までに知事に提出しなければならない。

3 略

4 略

様式第17号（第13条関係） 略

様式第17号の2（第13条関係）

<p>就業（在学）状況報告書</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p>本年4月1日の就業（在学）状況について、下記のとおり報告します。</p> <p>年 月 日</p>

第11条 知事は、修学生であった者（修学資金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

2・3 略

(届出)

第13条 修学生又は修学生であった者（以下この条において「修学生等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1)～(7) 略
- (8) 第11条第1項第3号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届（様式第14号）

(9)～(11) 略

2 略

3 略

様式第17号（第13条関係） 略

貸付決定番号 郵便番号 住所 氏名 電話番号 記			
就業状況		在学状況	
就業施設名		大学院名	
職種	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	在籍課程	修士課程・博士課程
就業の期間	年 月 日から 現在まで	/	
/		在学の期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 就業施設（大学院）名 代表者氏名 印			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則第11条第1項の規定は、平成27年4月1日以後に返還すべき債務の履行の猶予について適用する。